身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人　明照協会

特別養護老人ホーム　和順荘

特別養護老人ホーム 和順荘

身体拘束等適正化のための指針

第 1 条（目的）

本指針は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、安全で安心な質の高い介護サービスを提供するため、和順荘（以下、「当施設」という）における身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）の適正化および原則廃止に向けた取り組みについて定めることを目的とする。

第 2 条（基本方針）

当施設は、身体拘束等が利用者の心身に与える弊害（身体機能の低下、精神的苦痛、尊厳の侵害等）を深く認識し、原則として身体拘束等を一切行わない。

職員は、利用者の生活環境の調整やケア技術の向上に努め、身体拘束等を必要としない介護を実践する。

第 3 条（緊急やむを得ない場合の例外判断）

生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない理由により身体拘束等を行う場合は、以下の **3 つの要件（「緊急やむを得ない 3 要件」）をすべて満たしていること**を組織的に確認しなければならない。

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2. 非代替性：身体拘束等を行う以外に、危険を回避するための代替的な介護方法がないこと。
3. 一時性：身体拘束等の実施が一時的なものであること（危険が回避され次第、直ちに解除する）。

※職員の慢性的な人手不足や、施設管理・介護の効率化など、施設側の都合を理由とする身体拘束等の実施は一切認めない。

第 4 条（身体拘束等適正化検討委員会の設置・運営）

当施設における身体拘束等の適正化を組織的に推進するため、「身体拘束等適正化検討委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。

1. 構成員：委員会は、施設長、介護員、看護師、生活相談員、ケアマネジャー、その他施設長が必要と認める多職種により構成する。
2. 開催頻度：4 カ月に 1 回、定期的に開催する。また、緊急に身体拘束等の必要性が生じた場合は、必要に応じて臨時開催する。
3. 主な役割：
    - 施設内における身体拘束等の発生状況の把握とモニタリング
    - 身体拘束等をゼロにするための具体的なケア改善策の検討・普及
    - やむを得ず実施しているケースの解除に向けた検証
    - 職員研修計画の策定および実施状況の確認
    - 本指針の定期的な見直し

第 5 条（緊急やむを得ない場合の実施手順）

やむを得ず身体拘束等を開始・継続する場合は、以下の手順を厳格に遵守しなければならない。

1. 多職種による検討：委員会（または介護・看護・相談員等による即時カンファレンス）において、第 3 条の「3 要件」を満たしているかを客観的に検証する。
2. 家族等への説明と同意：実施の理由、拘束の具体的な態様（方法）、時間、解除に向けた取り組み等について、事前に（緊急時は事後速やかに）利用者本人および家族等へ十分な説明を行い、書面による同意を得る。
3. 早期解除に向けたモニタリング：実施中も利用者の心身の状況を常に観察し、要件を満たさなくなった場合は直ちに拘束を解除する。

第 6 条（記録の義務化）

身体拘束等を行った場合は、介護保険法令に基づき、その状況を速やかに、かつ詳細に記録しなければならない。

1. 記録項目：
    - 身体拘束等が必要となった具体的な理由（3 要件の満たし方）
    - 実施した時間（開始日時および終了日時）

- 身体拘束等の具体的な態様（方法や部位など）
- 実施中の利用者の心身の状況および経過

2. 保存期間：当該記録は、身体拘束等を終了した日から 5 年間保存しなければならない。

第 7 条（職員に対する研修・教育）

職員の意識改革と介護技術の向上を図るため、全職員を対象とした身体拘束等適正化に関する研修を定期的に実施する。

1. 開催頻度：定期的な研修を年 2 回以上実施する。また、新規採用職員に対しては、採用時に必ず同様の研修を行う。
2. 研修内容：
    - 身体拘束等がもたらす弊害と倫理的課題
    - 緊急やむを得ない 3 要件と適正な手続き・記録方法
    - スピーチロック（言葉による拘束）や不適切な薬剤投与の防止
    - 認知症ケアの理解と、身体拘束に頼らない代替的なアプローチの具体策

第 8 条（指針の閲覧・公開）

本指針は、職員に周知徹底するとともに、利用者および家族等がいつでも自由に閲覧できるよう、施設内への掲示等の方法により公開する。

附則

本指針は、令和 8 年 5 月 1 日より施行する。